

生体認証のご利用について

1. (生体認証とは)

- (1) 生体認証とは、当金庫との間の取引について預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、城南ＩＣキャッシュカード（以下「ＩＣカード」といいます。）上のＩＣチップ（以下「ＩＣ」といいます。）に当金庫所定の機器、操作および手続きにより当金庫の認めた利用者（以下「利用者」といいます。）の手のひら静脈パターンを記録（記録した静脈パターンを「生体認証情報」といいます。）し、これを当金庫所定の機器により当該利用者の手のひら静脈パターンと照合すること（以下「生体認証情報の照合」といいます。）により認証を行うものをいいます。
- (2) 生体認証情報の照合は、当金庫との間の取引について当金庫が預金者本人であることの確認（以下「本人確認」といいます。）手段の一つとして使用するものです。当金庫が必要と認める場合は、お取引の種類や状況に応じてＩＣカードの暗証番号の入力その他の本人であることを確認する手段と併せて使用するものとします。
- (3) 生体認証を使用する当金庫との間の取引については原則として本規定の第５条に定めるところによります。

2. (生体認証情報の登録)

- (1) 生体認証情報の登録にあたっては、あらかじめＩＣカードの申込が必要となります。
- (2) 生体認証情報は利用者がＩＣカードを持って当金庫所定の窓口にて当金庫所定の書面による申込みを行い、当金庫が申込み内容を確認して、当金庫所定の機器によりＩＣカード上のＩＣに生体認証情報を登録した時から効力が発生します。
- (3) 生体認証情報の登録は、前項の当金庫所定の書面による届出時に行うものとします。
- (4) 生体認証情報の登録にあたっては、当金庫所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、当金庫は生体認証情報の登録をお断りすることがあります。

3. (取扱店の範囲)

- (1) 生体認証情報の登録、取消は当金庫本店の当金庫所定の窓口にてお取扱いをします。
- (2) 生体認証情報の照合は、当金庫所定の窓口および当金庫所定の現金自動預金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「預金機」といいます。）にてお取扱いをします。

4. (生体認証の対象預金)

- (1) 生体認証の対象とすることができる預金口座の種類は、ＩＣカードの発行口座となる普通預金口座になります。
- (2) 前項の普通預金口座を生体認証の対象口座として登録することを希望される場合は、当金庫所定の書面により届出てください。取消の場合も同様とします。なお、生体認証の対象口座として登録した口座を生体認証対象口座とします。

5. (生体認証の利用範囲)

- (1) 生体認証対象口座の預金に関し、当金庫所定の預金機で払戻し、各種照会、暗証番号の変更その他当金庫所定の取引をする場合は、生体認証による本人確認を行います。
- (2) その他、当金庫が必要と認めた場合は、生体認証による本人確認を行います。

6. (預金の払戻し等および生体認証情報の照合)

- (1) 当金庫所定の預金機で生体認証対象口座の払戻し等の当金庫所定の取引を行う時は当金庫所定の預金機の画面表示等の操作手順に従って、預金機にＩＣカードを挿入しご利用ください。
- (2) 第１項の取引について、当金庫は生体認証情報について当金庫所定の機器によって同一性が認定され（以下「生体認証情報の一致」といいます。）、かつ入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致が確認できた場合に払戻し等を行います。ただし、預金機で生体認証対象口座の解約は行えません。
- (3) 第２項の規定にかかわらず、当金庫が当金庫所定の機器で生体認証による照合が不可能と判断した場合、当金庫所定の方法で払戻し等をする場合があります。その場合、当金庫が届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

7. (カード事故・使用不能時の手続き)

- (1) 生体認証情報を登録したＩＣカードを更改・事故、カード種類の変更、またはＩＣカードの使用不能などにより、新しいＩＣカードに切り替えた場合は、すみやかに新しいＩＣカー

下に生体認証情報の登録手続きを行ってください。

- (2) 前項の場合において、新しいＩＣカードに生体認証情報が登録されるまでの間は、当金庫所定の預金機における第６条第２項の取引について生体認証情報の照合は行わず、入力された暗証番号と届出の暗証番号との一致を確認して取引を行います。本取扱いより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

8. (認証装置の障害時の取扱い)

生体認証情報の照合を行う当金庫所定の機器に障害が生じた場合その他相当の事由がある場合は、生体認証対象口座の預金払戻しの受付を一時的に中止する場合があります。また当金庫に故意、重大な過失がない場合は、当金庫は免責されるものとします。

9. (代理人)

- (1) 預金者本人はＩＣカードによる生体認証対象口座の預金の預入れ、払戻し等につき代理人を届出ることができます。
- (2) 前項の場合、代理人は代理人のＩＣカードに代理人の生体認証情報を登録できるものとします。代理人が生体認証情報を登録した場合には、代理人についても本規定を適用します。
- (3) 当金庫所定の手続きにより代理人の生体認証情報を登録した場合、当金庫はＩＣカードに登録された代理人の生体認証情報との照合を行います。
- (4) 代理人の行為により預金者本人に損害が生じた場合は、その損害は預金者本人が負担するものとし、当金庫は責任を負いません。
- (5) 生体認証による代理人の取引を解約する場合には、預金者本人から当金庫所定の届出をしてください。

10. (法人の使用者)

- (1) 預金者本人が法人である場合、預金者本人はＩＣカードによる生体認証対象口座の預金の預入れ、払戻し等につき使用者を届出ることができます。
- (2) 前項の場合、預金者本人はＩＣカードに使用者の生体認証情報を登録できるものとします。使用者が生体認証情報を登録した場合には、使用者についても本規定を適用します。
- (3) 当金庫所定の手続きにより使用者の生体認証情報を登録した場合、当金庫はＩＣカードに登録された代理人の生体認証情報との照合を行います。
- (4) 使用者の行為により預金者本人に損害が生じた場合は、その損害は預金者本人が負担するものとし、当金庫は責任を負いません。
- (5) 生体認証による使用者の取引を解約する場合には、預金者本人から当金庫所定の届出をしてください。

11. (生体認証の利用の停止)

以下の場合、生体認証の利用を停止します。

- (1) 本人から生体認証の利用停止の申出があった場合
本人から生体認証の利用を停止する旨の届出を当金庫が受け、所定の手続きが完了したとき。
なお、生体認証情報を登録したＩＣカードの紛失やカード種類の変更などにより、新しいＩＣカードに切り替えた場合は、生体認証情報は無効となるものとします。ただし、利用停止の手続きを行わない限り、生体認証は引き続き有効なものとなります。
- (2) 本人からＩＣカードの解約の申出があった場合
本人からＩＣカードを解約する旨の届出を当金庫が受け、所定の手続きが完了したとき。
- (3) 生体認証対象口座が解約された場合
預金者本人からのお申し出による他、生体認証対象口座が普通預金規定に基づき解約された場合も含まれます。

12. (適用)

上記に定めのない事項については、「普通預金規定」、「城南総合口座取引規定」、「城南決済用普通預金“あんしん口座”規定」、「城南キャッシュカード規定」ならびに「城南ＩＣキャッシュカードについて」により取扱います。

13. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページへの掲載その他相当の方法で変更内容および変更日を公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 規定の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

- (3) また、適用日以降、預金者ご本人または代理人がカードを利用したときは、変更事項を承認したものとみなします。

以 上

[個人情報保護法関連条項]

生体認証の申込者および申込者の代理人は、当金庫が次の目的のために I C カード上の I C チップに自己の手のひら静脈パターンを記録・保管することに同意します。

- (1) 生体認証情報は、当金庫所定の機器により、申込者またはその代理人の静脈パターンと I C 上の静脈パターンを照合することにより、当金庫との間の取引について当金庫が申込者またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。
- (2) 生体認証を使用する当金庫との間の取引については原則として以下に定めるところによります。
 - ① 生体認証対象口座の預金に関し、当金庫所定の預金機で、各種照会、払戻し（預金の払戻しによる振込・振替取引も含まれます。）、暗証番号の変更その他当金庫所定の取引をする場合。
 - ② 生体認証対象口座の預金に関し、払戻し（預金の払戻しによる振込・振替取引も含まれます。）または解約をする場合。
 - ③ その他、当金庫が必要と認めた場合。